事　務　連　絡
平成25年5月7日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長補佐

東日本大震災に関連する脳・心臓疾患及び精神障害事案の把握について

脳・心臓疾患及び精神障害事案の労災補償状況については、「脳・心臓疾患及び精神障害事案に係る処理経過簿システム」（以下「システム」という。）によりご報告いただいているところですが、昨年度に引き続き、東日本大震災に関連して発症したとする脳・心臓疾患及び精神障害事案について把握することとしたので、下記によりご報告ください。

記

1　報告対象事案
平成24年度のシステムに掲載されている事案のうち、東日本大震災に関連して発症したとする事案（地震や津波への遭遇のほか、東日本大震災後の復旧工事等により過重な業務に従事したとするものを含む。）

2　報告期限及び報告方法
平成25年5月15日（水）までに、下記3あてに当該事案の被災労働者氏名をメールにより報告すること（該当する事案がない場合は、その旨報告すること。）。

3　報告先
労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室　職業病認定業務第一係
[redacted]（小林）
[redacted]（大河内）
※　小林、大河内の両名にご報告ください。